

土壌汚染対策法に関わる法・条例・要綱等リンク集

(東京都, 千葉県, 埼玉県, 神奈川県, 愛知県, 大阪府及びこの政令市)

自治体名	土壌汚染関連 トップページ (URL)	関連条例・要綱 (URL)		手続き書類		指定状況		届出様式			政令市以外の 条例保有市区町村	処理施設の条例・要 綱等の有無	相談窓口	備考 2023年8月31日HP更新 (一部は9月更新)
		環境確保条例	要綱など	土対法	条例	土対法	条例	土対法	条例	条例				
		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				
愛知県	土壌汚染対策	県民の生活環境の 保全等に関する条例	愛知県土壌汚染対 策指針	—	—	土壌汚染対策法に基 づく要措置区域・形 質変更時要届出区域 の指定状況	—	環境局届出様式一覧 (土壌関係) (1) 土壌汚染対策法関係	環境局届出様式一覧 (土壌関係) (2) 県民の生活環境の保 全等に関する条例関係	—	—	—	愛知県環境局政策部 水大気環境課、県民 事務所環境保全課 (尾張、海部、知 多、西三河、東三河 総局)	更新日 ①2020年5月26日 ③2021年4月1日 ⑥2023年9月15日 ⑧2022年7月1日 ⑨2022年7月1日
名古屋市	土壌汚染対策	市民の健康と安全 を確保する環境の保 全に関する条例	土壌汚染等対策指 針	一定規模以上の土地 の形質変更を行うと きに必要手続きに ついて	同左	土壌汚染対策法に基 づく区域の指定	名古屋市環境保全条 例に基づく区域の指 定	土壌汚染対策法の報 告書・届出書等様式	環境保全条例の報告 書・届出書等様式	—	—	—	名古屋市環境局地域 環境対策部地域環境 対策課有害化学物質 対策係	更新日 ①2021年10月1日 ②2023年4月1日 ③2023年6月2日 ④2023年6月1日 ⑤2023年6月1日 ⑥2023年9月4日 ⑦2023年8月15日 ⑧2022年2月24日 ⑨2021年8月3日 その他参考指針 ・土壌汚染等の報告に係る公表等 に関する指針
豊橋市	水・土壌環境	—	—	一定規模以上の土地 の形質変更を行うと きに必要手続きに ついて	—	土壌汚染対策法に基 づく区域の指定状況 について	—	各種申請書・届出書 (水質・土壌・地下 水関係) 土壌汚染対 策法様式一覧	各種申請書・届出書 (水質・土壌・地下 水関係) 県民の生活 環境の保全等に関する 条例様式一覧 (土壌 関係)	—	—	・汚染土壌処理業に 関する事前手続き制 度 ・豊橋市汚染土壌処 理業に関する指導要 綱 (平成22年4月)	豊橋市環境部環境保 全課	更新日 ⑥2023年5月31日
岡崎市	土壌汚染について	岡崎市生活環境保 全条例	岡崎市土壌汚染等 対策指針	土壌汚染対策法及び 県民の生活環境の保 全等に関する条例に基 づく届出等作成の手 引	同左	土壌汚染対策法指定 区域情報	—	土壌汚染対策法の様 式集 土壌汚染対策 法 (平成31年4月1日 から)	(土壌関係) 県民の 生活環境の保全等に 関する条例	【土壌関係】岡崎市 生活環境保全条例の 様式	—	—	岡崎市環境部環境保 全課環境保全係	更新日 ①2023年8月16日 ②2023年8月16日 ③2023年8月16日 ④2022年7月8日 ⑤2022年7月8日 ⑥2023年7月21日 ⑧2022年7月8日 ⑨2023年7月21日 ⑩2021年3月3日
一宮市	土壌汚染に関する 規制について	—	—	—	—	要措置区域及び形質 変更時要届出区域の 指定状況	—	土壌汚染関係 土壌 汚染対策法	土壌汚染関係 県民 の生活環境の保全等 に関する条例	—	—	—	一宮市環境部環境保 全課	更新日 ①2022年12月20日 ⑥2023年9月6日 ⑧2023年2月10日 ⑨2023年2月10日
春日井市	土壌汚染の状況に 関する情報	春日井市生活環境 の保全に関する条例	春日井市土壌汚染 対策法施行細則	—	—	春日井市内の要措置 区域、形質変更時要 届出区域	—	土壌に関する届出関係 土壌汚染対策法 (施 行規則) 様式	土壌に関する届出関係 県民の生活環境の保 全等に関する条例関係	生活環境の保全に関 する条例関係届出	—	—	春日井市環境部環境 保全課	更新日 ②2023年8月10日 ③2021年4月1日 ⑥2022年6月10日 ⑧2022年7月13日 ⑨2022年7月13日 ⑩2015年4月17日
豊田市	—	豊田市環境を守り 育てる条例	豊田市土壌汚染対 策法施行要綱	—	—	土壌環境・地盤環境	—	「土壌汚染対策法」 に基づく届出一覧	「県民の生活環境の 保全等に関する条例」 関係 (土壌関係)	—	—	—	豊田市環境部環境保 全課	更新日 ②2021年3月25日 ③2023年8月21日 ⑧2023年8月21日 ⑨2023年6月1日

指定調査機関とは

土壌の汚染状況に関する調査は、試料の採取地点の選定、試料の採取方法などにより結果が大きく左右されます。調査結果の信頼性を確保するためには、調査を行う者に一定の技術的能力等が求められます。そこで、土壌汚染対策法（以下「法」という。）においては、第3条第1項、第4条第2項、同条第3項、第5条第1項及び第16条第1項で規定する土壌汚染状況調査等を実施する者については、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事が指定することとしています。この指定された調査機関を指定調査機関と呼び、指定した環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事の監督等を受けることになります。

汚染土壌処理業とは

土壌汚染対策法（以下「法」という。）では、法の規制区域（要措置区域及び形質変更時要届出区域）から搬出された汚染土壌の処理を行う場合には、汚染土壌処理業の許可が必要となります。